

ProFIT EXPRESS

令和2年3月2日

TKC会員 各位

TKCシステム開発研究所

小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 (事業者への新たな助成金制度の創設)について

- 【第3報】新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への政府支援策等のご案内 -

本日(3月2日)、政府は厚生労働省ホームページで、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定である旨、公表しました。

助成金の概要は下記のとおりです。なお、さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表するとのことです。

1. 厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

2. 創設される助成金の概要(上記1のリンク先の「別紙」にもとづき記載)

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設する。

(1) 助成金の対象: 以下の事業主

又は の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(1))の休暇を取得させた事業主。

1: 年次有給休暇の場合と同様

新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(2)に通う子

2: 小学校等: 小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、
放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

(2) 支給額: 休暇中に支払った賃金相当額×10/100

支給額は8,330円を日額上限とする。

大企業、中小企業ともに同様。

(3) 適用日: 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

(ご参考)

1. 令和2年2月26日付けProFIT EXPRESS

[新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への政府支援策等のご案内](#)

2. 令和2年2月28日付けProFIT EXPRESS

[【続報】新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への政府支援策等のご案内](#)

以上